景気対応緊急保証・セーフティネット資金保証(5号)

(国制度)　　(県制度)

国際的な金融不安、経済の収縮による悪影響により、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業の方を支援するための保証制度です。一部の例外業種を除き、原則として全業種の中小企業者が対象となりますので、ぜひご利用ください。なお、対象業種は当協会ホームページでご確認いただけます。

取扱期間　平成23年3月31日まで

【認定要件追加】

平成23年2月17日より経営安定関連5号の認定基準が変更されました。
新たに、認定要件に(へ)※が追加され、鳥インフルエンザの発生に起因して事業に影響を受けている中小企業者の方も対象となりました。

※認定要件(へ)

申請者が、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、鳥インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること。

【概要】

	景気対応緊急保証	県制度 セーフティネット資金保証(5号)
対　象　者	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた特定中小企業者	
保証限度額	2億8千万円 (組合等4億8千万円) (一般保証の別枠・セーフティネット保証枠内)	新規枠8千万円 借換枠2億円
対象資金	経営安定に必要な事業資金	
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)	
保証料率	年0.80%	
担保・保証人	担　保：必要に応じて 保証人：原則、法人代表者以外不要	
備　考	・責任共有制度対象外　・中小企業会計割引あり	

【平成23年度の対応について】
経営安定関連5号の認定要件及び対象業種が変更となりますので、
P10をご参照ください。

お問い合わせ先　　業務部　　TEL　077(511)1321・1322・1324

2月の保証概況

（単位：百万円・%）

区　分	当月中				年度累計			
	件数	金額	対前年同月比		件数	金額	対前年同月比	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	969	14,109	101.3	143.2	10,550	132,224	81.6	84.3
保証承諾	823	12,376	98.7	164.4	9,432	109,272	81.5	85.7
保証債務残高	—	—	—	—	32,381	311,059	95.1	94.0
代位弁済（元利）	43	657	76.8	129.8	564	6,792	59.6	85.1

保証申込

2月の保証申込は、件数で対前年同月比101.3%の969件、金額では同143.2%の141億9百万円となり、件数、金額ともに前年実績を上回った。

年度累計は、件数で対前年同月比81.6%の10,550件、金額では同84.3%の1,322億24百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

保証承諾

2月の保証承諾は、件数で対前年同月比98.7%の823件、金額では同164.4%の123億76百万円となり、件数は前年実績を下回ったものの、金額は前年実績を上回った。

年度累計は、件数で対前年同月比81.5%の9,432件、金額では同85.7%の1,092億72百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

保証債務残高

2月末の保証債務残高は、件数で対前年同月比95.1%の32,381件、金額では94.0%の3,110億59百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

代位弁済

2月の代位弁済は、件数で対前年同月比76.8%の43件、金額では同129.8%の6億57百万円となり、件数は前年実績を下回ったものの、金額は前年実績を上回った。

年度累計は、件数で対前年同月比59.6%の564件、金額では同85.1%の67億92百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

TOPICS

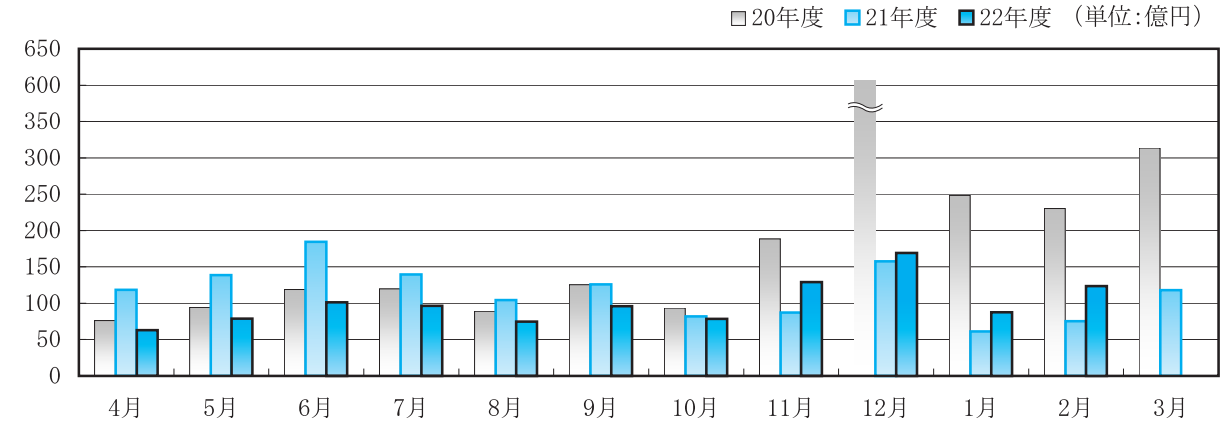
小口零細企業保証制度（略称：全国小口）は、責任共有制度導入時に創設された小規模企業者を支援する制度で、責任共有対象外となっています。同制度の保証承諾額は、制度創設時の平成19年度は21億円、平成20年度は39億円と増加しましたが、景気対応緊急保証の影響で、平成21年度には14億円、平成22年2月末時点では7億円と減少に転じました。

創設来の保証承諾合計82億円に対し、代位弁済は１億89百万円と小さく、承諾代弁率約2.3%は、同期間の保証承諾全体の代弁率5.2%と比較すると2.9ポイント下回っています。

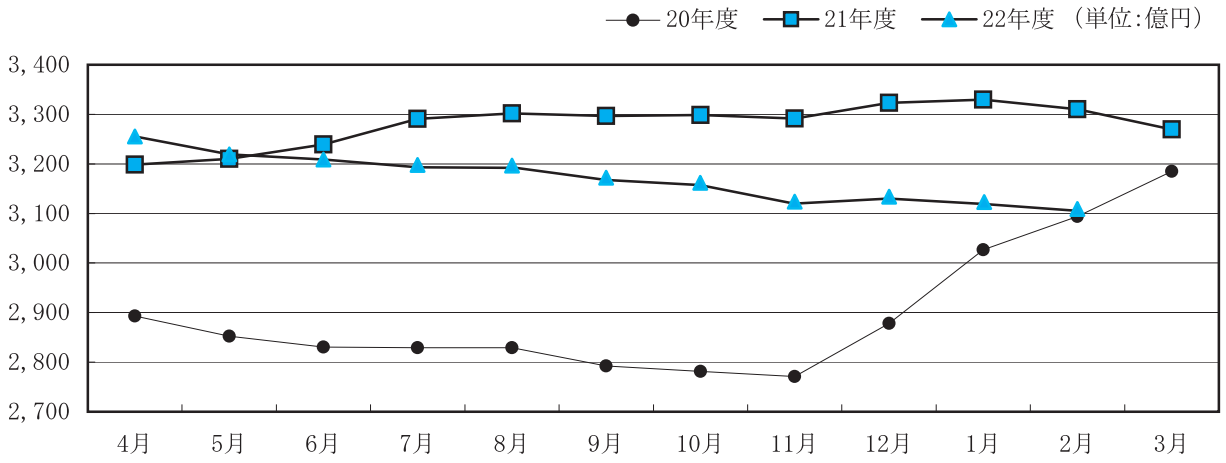
※責任共有制度は100%保証の融資について金融機関が20%を負担することで、金融機関と保証協会の適切な責任の共有を図るものです。

各表の金額は欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計欄と一致しないことがあります。

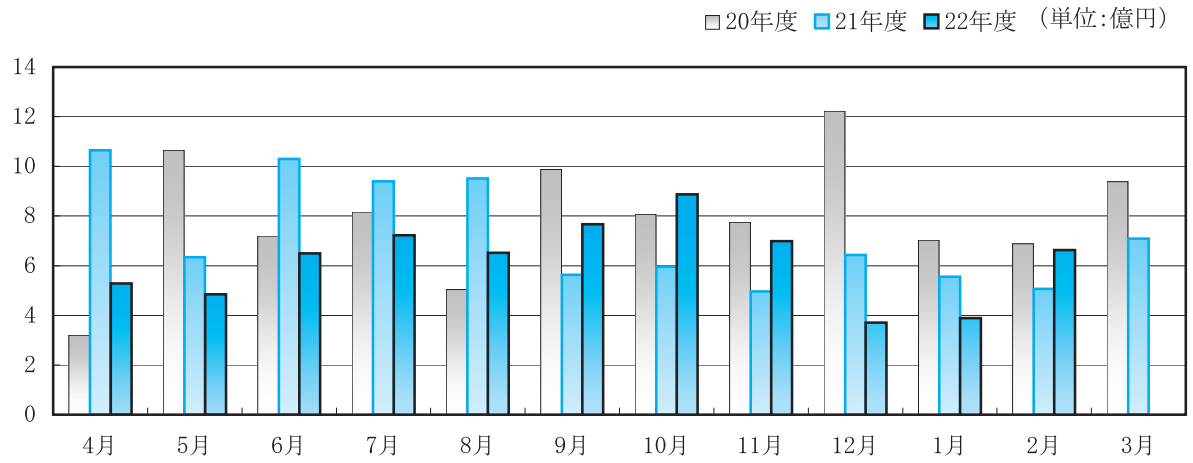
保証承諾の推移



保証債務残高の推移



代位弁済の推移



金融機関別保証状況（平成２３年２月）

（単位：百万円・％）

金融機関名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	
地方銀行	425	7,040	4,823	57,197	77.2	17,275	168,677	92.5	54.2	240	3,166	78.9	1.88
滋賀	401	6,774	4,520	53,285	76.8	16,317	157,711	91.5	50.7	230	2,982	76.6	1.89
大垣共立	5	157	68	1,096	89.7	240	3,162	108.3	1.0	1	6	389.0	0.19
福井	2	18	6	45	16.6	33	321	95.4	0.1	0	0	—	—
京都	17	92	228	2,760	86.2	682	7,460	109.2	2.4	9	178	168.3	2.39
近畿大阪	0	0	1	10	500.0	3	24	135.2	0.0	0	0	—	—
第二地方銀行	145	2,574	1,904	28,690	118.6	6,056	67,264	95.2	21.6	149	1,519	78.8	2.26
関西アーバン	145	2,574	1,904	28,690	118.6	6,056	67,264	95.2	21.6	149	1,519	78.8	2.26
信用金庫	212	2,122	2,295	19,247	85.2	7,515	60,874	96.6	19.6	145	1,651	90.9	2.71
京都	50	697	420	5,218	83.2	1,522	16,846	93.7	5.4	48	568	81.6	3.37
湖東	33	187	450	2,629	71.3	1,470	9,052	96.7	2.9	10	121	56.9	1.33
滋賀中央	74	671	963	7,796	101.9	2,874	21,832	99.5	7.0	53	436	71.4	2.00
長浜	45	463	393	3,034	82.8	1,378	10,809	96.2	3.5	21	359	196.8	3.32
京都中央	10	104	69	571	44.7	268	2,309	93.6	0.8	13	167	146.3	7.22
北伊勢上野	0	0	0	0	—	3	27	89.0	0.0	0	0	—	—
信用組合	36	437	374	2,915	71.6	1,345	9,305	96.2	3.0	22	213	200.5	2.29
滋賀県	36	437	374	2,915	71.6	1,341	9,255	96.2	3.0	22	213	200.5	2.30
近畿産業	0	0	0	0	—	3	46	90.6	0.0	0	0	—	—
京滋	0	0	0	0	—	1	4	99.7	0.0	0	0	—	—
都市銀行	4	122	28	900	39.0	124	3,984	101.4	1.3	3	89	78.7	2.24
みずほ	0	0	6	242	38.8	26	1,079	107.1	0.4	1	16	—	1.45
りそな	0	0	4	165	40.4	25	720	108.2	0.2	0	0	—	—
三菱東京ＵＦＪ	2	97	6	277	32.8	41	1,497	97.0	0.5	1	64	166.8	4.29
三井住友	2	25	12	216	49.9	32	687	96.6	0.2	1	9	12.7	1.37
政府系金融機関	1	80	8	323	171.8	66	954	72.5	0.3	5	154	2,637.2	16.16
商工組合中央金庫	1	80	8	323	171.8	64	953	73.9	0.3	4	131	—	13.77
日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）	0	0	0	0	—	2	2	49.1	0.0	0	0	—	—
日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫）	0	0	0	0	—	—	—	—	—	1	23	—	—
農協系金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
その他の金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
合計	823	12,376	9,432	19,272	85.7	32,381	311,059	94.0	100.0	564	6,792	85.1	2.18

制度別保証状況（平成２３年２月）

（単位：百万円・％）

制度名	保証承諾 当月中 件数	保証承諾 当月中 金額	保証承諾 年度累計 件数	保証承諾 年度累計 金額	保証承諾 年度累計 対前年同月比	保証債務残高（A） 件数	保証債務残高（A） 金額	保証債務残高（A） 対前年同月比	保証債務残高（A） 構成比	代位弁済（B） 年度累計 件数	代位弁済（B） 年度累計 金額	代位弁済（B） 年度累計 対前年同月比	代弁率 B/A
一般保証	205	2,285	2,656	28,178	79.5	7,618	67,235	93.2	21.6	175	1,925	79.6	2.86
（うち提携保証）	34	342	532	6,248	41.6	2,912	22,663	79.9	7.3	49	447	64.9	1.97
小口零細企業保証	18	75	241	738	55.1	1,105	2,454	78.7	0.8	19	67	101.4	2.72
ゴー・アップ	（平成18年度実施）					142	706	50.6	0.2	0	0	—	—
ゴーアップ・ワイド	（平成19年度実施）					90	560	50.3	0.2	2	18	23.9	3.29
ゴー・アップS	（平成19年度、20年度実施）					392	3,270	62.0	1.1	4	62	72.8	1.91
エコ・サポート保証	5	26	55	259	123.8	257	912	95.7	0.3	0	0	—	—
ＢＣＰ推進保証	0	0	0	0	—	1	40	88.0	0.0	0	0	—	—
カードローン根保証	46	192	768	2,919	72.2	2,006	7,616	84.3	2.4	8	24	31.5	0.31
当座貸越根保証	9	170	67	1,299	106.9	158	2,709	85.2	0.9	0	0	—	—
やくしん保証	0	0	0	0	—	65	1,499	80.3	0.5	0	0	—	—
商手割引根保証	0	0	3	90	236.8	4	113	297.4	0.0	0	0	—	—
予約保証	0	0	0	0	—	1	4	83.5	0.0	0	0	—	—
条件変更対応保証	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
保険連動制度保証	171	3,565	2,176	26,636	49.4	9,223	132,934	83.6	42.7	219	3,429	99.5	2.58
特別小口保証	0	0	3	4	233.3	7	5	118.0	0.0	0	0	—	—
海外投資関係保証	0	0	2	100	—	6	178	202.8	0.1	0	0	—	—
経営安定関連保証	168	3,259	2,135	25,290	49.3	8,959	125,214	84.1	40.3	203	2,970	93.9	2.37
（うち全国緊急保証）	168	3,259	2,130	25,256	49.5	8,354	119,779	84.8	38.5	177	2,780	105.7	2.32
（うち金環借換除く借換保証）	0	0	3	30	22.7	275	2,919	71.2	0.9	14	117	39.2	4.02
（うち金融環境変化対応借換）	0	0	0	0	—	182	725	70.4	0.2	8	31	36.1	4.32
経営革新関連保証	0	0	0	0	—	4	108	65.0	0.0	1	53	768.6	49.22
創業等関連保証	0	0	8	49	88.2	31	112	106.7	0.0	0	0	—	—
創業関連保証	0	0	3	17	170.0	8	41	157.3	0.0	0	0	—	—
再挑戦支援保証	0	0	0	0	—	1	7	89.7	0.0	0	0	—	—
特定社債保証	1	120	6	440	24.7	85	5,822	76.8	1.9	2	122	269.7	2.10
流動資産担保融資保証	1	36	18	586	76.0	18	590	71.6	0.2	3	92	136.3	15.58
異分野連携新事業分野開拓関連保証	0	0	0	0	—	5	71	99.5	0.0	0	0	—	—
地域産業集積関連保証	1	150	1	150	—	0	0	—	—	0	0	—	—
金融安定化特別保証５制度	（平成13年3月31日廃止）					98	773	61.4	0.2	10	192	117.6	24.87
その他	0	0	0	0	—	1	14	95.8	0.0	0	0	—	—
滋賀県制度保証	369	6,063	3,473	49,167	157.7	10,442	89,917	126.3	28.9	112	1,179	85.9	1.31
経営支援資金 一般枠	4	18	47	227	81.4	1,088	2,188	53.8	0.7	9	42	68.5	1.94
経営支援資金 小規模企業者枠	6	28	79	336	186.2	564	1,259	77.0	0.4	5	14	23.7	1.12
経営支援資金 小規模企業者つなぎ枠	0	0	5	9	96.7	15	17	120.0	0.0	0	0	—	—
セーフティネット資金 新規枠	120	1,288	1,481	15,119	84.3	4,464	37,216	118.2	12.0	26	193	114.6	0.52
セーフティネット資金 （うち経営安定関連保証5号）	119	1,283	1,478	15,111	89.5	2,928	27,269	176.8	8.8	12	91	264.5	0.33
セーフティネット資金 借換枠	190	4,395	1,402	30,389	299.6	2,961	42,024	187.4	13.5	41	586	107.8	1.39
セーフティネット資金 （うち経営安定関連保証5号）	190	4,395	1,396	30,335	320.6	1,905	34,019	396.2	10.9	8	112	749.0	0.33
政策推進資金 経営革新枠	0	0	2	17	23.3	52	1,043	80.4	0.3	4	125	317.9	12.03
政策推進資金 特定産業枠	0	0	2	16	80.8	19	142	75.1	0.0	0	0	—	—
政策推進資金 再生支援枠	1	17	19	568	132.8	59	1,544	113.4	0.5	1	94	103.8	6.08
政策推進資金 ＣＯ２排出量削減枠	1	9	2	12	—	1	3	—	0.0	0	0	—	—
政策推進資金 ＢＣＰ枠	（平成20年3月31日廃止）					1	4	80.5	0.0	0	0	—	—
政策推進資金 中心市街地枠	（平成20年3月31日廃止）					1	3	69.5	0.0	0	0	—	—

制度名		保証承諾 当月中 件数	保証承諾 当月中 金額	保証承諾 年度累計 件数	保証承諾 年度累計 金額	保証承諾 年度累計 対前年同月比	保証債務残高（A） 件数	保証債務残高（A） 金額	保証債務残高（A） 対前年同月比	保証債務残高（A） 構成比	代位弁済（B） 年度累計 件数	代位弁済（B） 年度累計 金額	代位弁済（B） 年度累計 対前年同月比	代弁率 B/A
短期資金事業	通常枠	23	117	281	1,599	118.9	144	817	101.1	0.3	3	28	559.8	3.43
	手形割引枠	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
開業資金	創業枠	16	73	115	473	94.7	509	1,444	92.4	0.5	12	33	57.0	2.30
	成長枠	0	0	4	12	41.4	15	48	75.5	0.0	0	0	—	—
特区経済振興資金	創造枠	0	0	0	0	—	2	17	93.7	0.0	0	0	—	—
	自律枠	0	0	0	0	—	4	29	84.3	0.0	0	0	—	—
原油・原材料高騰緊急対策資金（新規枠）		（平成21年3月31日廃止）					2	14	74.3	0.0	0	0	—	—
原油・原材料高騰緊急対策資金（借換枠）		（平成21年3月31日廃止）					3	46	81.3	0.0	0	0	—	—
緊急経済対策資金（新規枠）		0	0	0	0	—	7	35	81.4	0.0	0	0	—	—
緊急経済対策資金（借換枠）		8	120	33	389	207.9	42	459	271.5	0.1	0	0	—	—
CLO		（平成16年度実施）					0	0	—	—	1	5	4.6	—
第2回CLO		（平成17年度実施）					296	824	31.3	0.3	7	44	31.5	5.33
若手ベンチャー支援資金		（平成19年3月31日廃止）					2	2	43.5	0.0	0	0	—	—
滋賀の新しい産業づくり促進資金		0	0	1	1	35.0	42	251	67.2	0.1	1	10	60.4	3.93
公害関連2制度		0	0	0	0	—	3	11	61.3	0.0	1	3	—	22.65
中小企業金融円滑化促進資金		（平成15年3月31日廃止）					22	224	80.4	0.1	1	2	—	0.87
特別経済対策資金		（平成15年3月31日廃止）					123	188	39.6	0.1	0	0	—	—
その他		0	0	0	0	—	1	65	87.8	0.0	0	0	—	—
市町小口簡易資金		11	48	109	386	60.6	1,480	2,450	57.3	0.8	35	121	32.3	4.93
その他市町制度保証		0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
合計		823	12,376	9,432	109,272	85.7	32,381	311,059	94.0	100.0	564	6,792	85.1	2.18

※小口零細企業保証制度は、小口簡易資金、セーフティネット保証、エコ・サポート保証等、他の保証制度と重複して利用される場合がありますので、本表の件数金額数値の単純な合計は、合計欄の数値と合致しません。

業種別保証状況（平成２３年２月）

（単位：百万円・%）

業種名	保証承諾 当月中 件数	保証承諾 当月中 金額	保証承諾 年度累計 件数	保証承諾 年度累計 金額	保証承諾 年度累計 対前年同月比	保証債務残高（A） 件数	保証債務残高（A） 金額	保証債務残高（A） 対前年同月比	保証債務残高（A） 構成比	代位弁済（B） 年度累計 件数	代位弁済（B） 年度累計 金額	代位弁済（B） 年度累計 対前年同月比	代弁率 B/A
製造業	127	2,442	1,445	20,658	74.1	6,207	73,930	92.4	23.7	82	1,409	90.5	1.91
農林漁業	1	7	9	56	91.2	40	257	100.4	0.1	0	0	—	—
鉱業	2	123	8	276	81.0	44	945	85.7	0.3	1	12	111.9	1.24
建設業	261	3,196	3,327	34,188	92.0	9,039	80,621	93.3	25.9	223	2,491	67.9	3.09
卸売業	53	930	672	9,913	82.8	2,159	25,438	95.3	8.2	71	990	246.1	3.89
小売業	167	2,361	1,719	17,393	92.8	5,853	47,934	94.4	15.4	96	718	59.5	1.50
飲食店	52	434	454	3,489	74.6	1,979	12,810	96.3	4.1	20	166	75.6	1.29
運送倉庫業	32	697	256	4,605	100.5	1,063	14,961	97.4	4.8	6	41	42.4	0.27
サービス業	106	1,339	1,265	13,360	82.3	4,940	40,178	96.8	13.0	58	831	128.2	2.07
不動産	22	846	259	5,260	92.3	977	13,684	89.5	4.4	6	133	75.5	0.97
その他の産業	0	0	18	75	60.5	80	301	102.1	0.1	1	3	—	0.94
合計	823	12,376	9,432	109,272	85.7	32,381	311,059	94.0	100.0	564	6,792	85.1	2.18

市町別保証状況（平成２３年２月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	
大津市	161	2,694	1,872	22,771	85.4	6,237	61,197	94.1	19.7	122	1,413	69.4	2.31
彦根市	80	1,093	903	9,823	92.4	2,924	27,289	95.9	8.8	47	607	154.8	2.23
長浜市	90	1,310	981	10,315	85.7	3,259	30,371	94.5	9.8	48	682	140.3	2.24
近江八幡市	60	885	652	7,658	89.7	2,110	20,160	91.5	6.5	74	712	100.3	3.53
草津市	60	904	662	8,473	97.6	2,295	22,886	92.2	7.4	38	474	67.5	2.07
守山市	37	611	428	5,456	97.3	1,451	14,409	96.0	4.6	38	290	48.4	2.01
栗東市	41	639	424	5,538	72.6	1,421	16,885	94.4	5.4	29	226	57.3	1.34
甲賀市	58	855	625	7,131	71.5	2,513	23,443	91.5	7.5	50	694	170.1	2.96
野洲市	32	541	363	3,913	95.2	1,087	10,346	96.6	3.3	18	242	87.3	2.34
湖南市	29	553	321	4,735	75.0	1,337	14,696	92.3	4.7	11	109	39.5	0.74
高島市	51	559	485	5,121	96.6	1,679	15,555	99.4	5.0	11	120	24.7	0.77
東近江市	60	881	841	9,581	82.4	3,058	27,607	93.0	8.9	31	491	67.5	1.78
米原市	20	293	222	2,329	98.3	877	7,830	94.1	2.5	18	202	157.2	2.58
日野町	16	131	142	1,119	56.3	492	3,344	84.8	1.1	14	334	653.0	9.99
竜王町	10	188	112	1,187	87.1	347	2,835	95.1	0.9	3	83	130.5	2.94
愛荘町	8	84	187	2,119	81.6	624	6,290	93.4	2.0	9	107	86.6	1.70
豊郷町	4	64	67	549	95.3	210	1,892	97.9	0.6	0	0	—	—
甲良町	3	9	84	902	111.8	233	2,145	98.6	0.7	3	5	7.1	0.23
多賀町	3	83	61	553	85.2	227	1,880	96.3	0.6	0	0	—	—
合計	823	12,376	9,432	109,272	85.7	32,381	311,059	94.0	100.0	564	6,792	85.1	2.18



市町別小口簡易資金保証状況（平成２３年２月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	
大津市	1	3	39	124	63.4	335	558	64.9	22.8	10	26	37.5	4.63
彦根市	1	9	6	18	32.9	78	132	48.9	5.4	3	13	25.5	10.06
長浜市	0	0	0	0	—	61	95	55.0	3.9	2	8	35.1	8.19
近江八幡市	0	0	2	6	20.6	84	156	54.5	6.4	5	21	84.1	13.14
草津市	0	0	5	23	47.4	88	153	53.8	6.2	4	8	20.0	5.00
守山市	0	0	2	14	67.0	66	120	52.1	4.9	2	10	89.1	8.38
栗東市	1	6	4	19	47.0	59	108	49.5	4.4	3	14	82.1	12.93
甲賀市	1	3	10	35	39.0	200	303	57.4	12.4	1	1	4.3	0.49
野洲市	0	0	5	17	223.0	66	107	49.4	4.4	1	1	3.6	0.82
湖南市	0	0	0	0	—	33	42	35.2	1.7	1	6	54.7	14.91
高島市	2	6	5	11	112.6	75	113	52.0	4.6	0	0	—	—
東近江市	1	7	16	72	94.9	178	316	71.4	12.9	1	1	2.9	0.31
米原市	0	0	2	4	367.6	24	38	48.3	1.5	1	6	158.1	15.49
日野町	3	13	7	22	66.2	65	113	61.6	4.6	0	0	—	—
竜王町	0	0	0	0	—	28	29	39.2	1.2	0	0	—	—
愛荘町	1	3	2	4	161.5	22	25	52.9	1.0	1	6	456.3	24.61
豊郷町	0	0	0	0	—	0	0	—	—	0	0	—	—
甲良町	0	0	2	7	140.0	9	18	79.9	0.7	0	0	—	—
多賀町	0	0	2	12	—	9	24	104.9	1.0	0	0	—	—
合計	11	48	109	386	60.6	1,480	2,450	57.3	100.0	35	121	32.3	4.93



産業廃棄物処理業等許可の有効期間の改正について

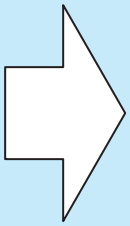
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）により、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可の有効期間が改正になりましたので、お知らせします。

【本改正の施行日】平成 23 年 4 月 1 日（平成 22 年政令 247 号）

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可の更新期間

【現行】

一律　5 年



【改正後】平成 23 年 4 月 1 日以降

- 事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する方については**7 年**
- 上記以外の方については**5 年**

（平成 22 年政令 248 号）

※　経過措置

現在、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている方が、その許可の有効期間の満了日までに、改正後の基準に相当するものとして環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の許可を受けている場合は、有効期間が 7 年となります。

【年度末の相談窓口、営業時間の拡充について】

中小企業の皆様からの年度末の資金繰り相談に対応できるよう、平成 23 年 3 月末日まで、下記のとおり電話による相談窓口を開設しています。どうぞご利用ください。

☆　土日・祝日の電話相談窓口開設（9：00－17：00）
☆　平日の電話相談窓口開設（17：00－19：00）**【業務終了後 2 時間延長】**

【保証申込の年度末取扱いについて】

資金需要の高まる年度末に保証申込が集中することが予想されます。中小企業の皆様のご要望どおり、年度内に必要な資金の保証書が発行できるように早めのお申し込みをお願いします。

なお、平成 23 年 3 月 31 日で景気対応緊急保証は終了しますが、4 月以降引き続きセーフティネット保証（5 号）がご利用いただけます。（認定基準や指定業種等が変更（P10～12 参照）されますのでご注意ください。）

その他、小規模企業向けの小口保証、一般保証、借換保証、滋賀県制度融資保証等や条件変更も行っておりますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ先　業務部　　TEL　077(511)1321・1322・1324

平成 23 年度　経営安定関連 5 号認定基準の変更について

中小企業信用保険法に基づき経済産業大臣が指定した認定基準に該当する「特定中小企業者」で、かつ経営の安定に支障を生じている方は、所在地の市町長の認定を受けて経営安定関連保証制度をご利用いただけます。

平成 23 年度の経営安定関連 5 号の認定要件は下記の通り、（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）が削除され、（イ）（ロ）のみとなります。なお、平成 23 年 3 月 31 日までに受けられた経営安定関連 5 号の認定書は、有効期限内であれば平成 23 年 4 月 1 日以降もご利用いただけます。

5 号認定基準（変更前） 平成 23 年 2 月 17 日～3 月 31 日まで	5 号認定基準（変更後） 平成 23 年 4 月 1 日～
（イ）最近３か月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の月平均売上高等に比して 3%以上減少していること。	（イ）最近３か月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の月平均売上高等に比して **5%以上** 減少していること。
（ロ）原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち 20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近３か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。	（ロ）原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち 20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近３か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。
（ハ）最近３ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率に比して 3%以上減少していること。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができる。	**削除**
（ニ）新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近１か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して 3%以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して 3%以上減少することが見込まれること。	**削除**
（ホ）最近３か月間の平均売上高等が２年前同期の月平均売上高等に比して 3%以上減少していること。	**削除**
（ヘ）鳥インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近１か月間の売上高等が前年同月に比して 3%以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して 3%以上減少することが見込まれること。	**削除**

【経営安定関連５号指定業種一覧】

平成23年度上期における経営安定関連５号を利用できる指定業種に48業種が指定されました。

（現行）82業種　→　（改正後）48業種（平成23年４月１日以降）

指定期間：平成23年４月１日～平成23年９月30日

1	鉱業	32	各種商品卸売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「適正化法」という。）第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
2	総合工事業		
3	職別工事業（設備工事業を除く。）		
4	設備工事業		
5	飲料・たばこ・飼料製造業	33	繊維・衣服等卸売業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
6	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）		
7	衣服・その他の繊維製品製造業	34	飲食料品卸売業
8	木材・木製品製造業（家具を除く。）	35	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
9	パルプ・紙・紙加工品製造業	36	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
10	印刷・同関連業		
11	石油製品・石炭製品製造業		
12	ゴム製品製造業	37	その他の小売業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
13	なめし革・同製品・毛皮製造業		
14	窯業・土石製品製造業	38	不動産取引業
15	鉄鋼業	39	不動産賃貸業・管理業
16	金属製品製造業	40	医療業
17	一般機械器具製造業	41	学校教育
18	電気機械器具製造業	42	その他の教育、学習支援業
19	情報通信機械器具製造業	43	娯楽業（適正化法第２条第１項第７号（まあじゃん屋を除く。）及び第８号（ゲームセンターを除く。）、第６項第２号、第３号及び第６号、第７項第１号並びに第８項から第１０項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
20	電子部品・デバイス製造業		
21	輸送用機械器具製造業		
22	精密機械器具製造業		
23	通信業		
24	放送業		
25	情報サービス業		
26	映像・音声・文字情報制作業		
27	鉄道業	44	廃棄物処理業
28	道路旅客運送業	45	自動車整備業
29	道路貨物運送業	46	物品賃貸業（適正化法第２条第６項第５号及び第７項第２号に規定する営業を除く。）
30	水運業		
31	運輸に附帯するサービス業	47	広告業
		48	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）

■今回指定解除される業種(34 業種)：平成 23 年 3 月 31 日まで指定

1	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）	22	一般飲食店（適正化法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
2	食料品製造業		
3	家具・装備品製造業		
4	化学工業		
5	プラスチック製品製造業	23	遊興飲食店（適正化法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
6	非鉄金属製造業		
7	その他の製造業		
8	電気業		
9	ガス業		
10	熱供給業	24	宿泊業（適正化法第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業を除く。）
11	水道業		
12	インターネット付随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 8 項に規定する営業を除く。）	25	保健衛生
		26	社会保険・社会福祉・介護事業
		27	郵便局（郵便局受託業に限る。）
		28	協同組合（他に分類されないもの）
13	航空運輸業	29	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
14	倉庫業		
15	機械器具卸売業		
16	その他の卸売業（適正化法第 2 条第 6 項第 5 号及び第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。）	30	学術・開発研究機関
		31	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第 2 条第 6 項第 1 号に規定する営業を除く。）
17	各種商品小売業（適正化法第 2 条第 6 項第 5 号及び第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。）	32	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）
18	飲食料品小売業		
19	自動車・自転車小売業	33	機械等修理業
20	家具・じゅう器・機械器具小売業	34	その他のサービス業
21	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）		

≪編集・発行≫
滋賀県信用保証協会 総合企画部企画課
TEL 077（511）1310
http://www.cgc-shiga.or.jp 滋賀県信用保証協会 検索
＊ご意見、ご感想をお待ちしております。